笑顔輝く地域めざして!!　　2023年8月1日号 No. 26

魚沼市議会議員　渡辺 一美

〒946-0075
魚沼市吉田280-4
Tel 025-792-4791
fax　792-5883

かずみ 通信

令和５年第２回定例会(６月)報告（会期６月16日～７月４日）

インボイス制度の延期並びに見直しを求める意見書を国に提出

７月４日定例会最終日に、私が発議者となり、桑原郁夫・横山正樹両賛同議員とともに「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期並びに見直しを求める意見書」を発議第４号として提案させていただきました。

発議４号は、産業厚生委員会に付託され、委員会審査の結果、賛成多数で可決されました。その後、本会議で、９対８で可決され、魚沼市議会より「インボイス制度の延期並びに見直しを求める意見書」を国に提出しました。

７月４日の産業厚生委員会での意見書案に対する質疑応答

志田委員：当委員会としてもまだまだ調査不足の部分があると私は思います。商工会関係者等の情報収集、委員会としての調査が必要なのではないでしょうか。

渡辺一美：経過措置で実際には２割程度の負担ですから、国は実施をしてしまうと思います。しかし、今困っていらっしゃる声は始まる前に届けるべきと思います。調査が足りないのではないかとのことですが、この経過措置の３年の間もしっかりと調査すべきだと思います。実際に私が聞いた米の仲買業者は、経過措置の３年間の間は何とかなるが、その後は分からないという声でした。ぜひ、国に届けた後もこの委員会で引き続き調査をしていきたいと思います。

志田委員：９月定例会の初日に発議ということは考えていませんか。

渡辺一美：考えておりません、仮に、９月議会の初日に可決になっても、国に届くタイミングが問題と思っております。
（議会事務局長の説明により、インボイス制度がスタートする１０月１日までに国に届けられない事が判明）

高野委員　インボイス制度の中止を求める請願書とどう違うのかを示していただきたい。

渡辺一美：請願の場合は、制度自体を反対し、中止が請願者の趣旨です。私は、インボイスの請求書と適格事業者の番号制度は反対ではありません。ただし、事実上免税事業者制度をなくす増税や、特例事業者団体制度は見直しをかけていただきたいという趣旨ですので、全く違います。

高野委員：10月までに間に合うんですか。その文書を出すだけだって大変なんですよ。

渡辺一美：この６月議会がタイムリミットだということで、東京の渋谷区・杉並区も６月議会で可決になったという朗報も聞いております。まだ審議中のところもあるかもしれませんし、この６月議会で他の自治体から上がってくる声が多くなれば延期にすることも可能性はゼロではないと思っております。

佐藤(達)委員：請願に対して賛成していただくということが、どれくらい市民の皆さんの力になるかと感じます。ですので、別個に（請願に対して）今回のような「延期並びに見直しを求める意見書」というのを出されてもよかったんじゃないかなという気がします。その点はいかがでしょう。

渡辺一美：もし私が（請願に）賛成をしたならば、申し訳ないですけれど、同じ定例会中に、今度は見直しと延期を求める意見書を出すなんていうことは、それこそ議会のルールが分かっているのでしょうかと言われかねないと思います。その辺り（一事不再議の原則）は、佐藤達雄委員にはぜひ理解していただきたいと思います。

佐藤(達)委員：意見書の最後で、適格請求書（インボイス）を導入して、これまで同様の免税事業者の制度のまま実施する制度的・事務処理的な問題はないというところがあります。インボイスに登録するということは、今の制度であればイコール課税事業者になるということかと思います。インボイス制度を見直して(これまで同様の免税事業者制度を)どのように可能にするかが見えませんが、その点はいかがでしょう。

渡辺一美：農協特例は、農協が免税事業者の小規模農家から仕入れたとしても、課税仕入れとして処理ができます。ということは、新たな適格請求書制度が導入されたとしても、農協特例同様に、ほかの事業者も全部同じことをしたとしても何ら問題はないですよね。

佐藤(達)委員：この制度自体は増税の制度だと私は捉えています。インボイス制度そのものを大きく改革する見通しというのは、この意見書を提出するにあたってあるんでしょうか。

渡辺一美：延期の可能性はゼロではないという期待は持っております。ただ期待とは裏腹に、このまま３年間の経過措置のままで、スタートするのではないかなという気がします。国が制度を決めるときというのは、この３年間の経過措置もそうですし、農協特例もそうですけれども、国はいかようにもつくり変えることはできます。そこは私がどうこうではなく、国に求めていく以外にないと思っております。

魚沼市議会では、YouTube（ユーチューブ）を利用して、本会議及び委員会の録画配信を行っています。

本会議での質疑は掲載しませんでしたが、本会議での質疑の様子や委員会の内容も是非、下のQRコードからご視聴ください。

第２回定例会（７月４日）　産業厚生委員会（７月４日）

2023年10月1日スタート

Q. インボイス制度ってなに??

A. 税率の変わらない消費税増税です

Q. 誰が増税になるの？

A. 増えた分の消費税を以下の3者で押し付けあうことになります

課税事業者になって消費税を納める？

小規模事業者

年間売上1000万円以下の免税事業者。フリーランス、個人事業主など。

小規模事業者の分まで消費税を負担する？

店や会社

年間売上1000万円超の課税事業者。企業、お店など。

サービスやモノの値段が上がる？

消費者

物価の上昇が続く中、さらなる値上げが消費者を直撃？

インボイス制度がはじまったら……

- □ 個人事業主、フリーランス、小規模法人が取引から排除されるおそれ
- □ 経理の事務作業が膨大に
- □ タクシーや飲食店などの利用時に「インボイス」が発行可能かの確認が必要に
- □ 商品や配送料など、さまざまなモノ・サービスの値上げ
- □ 小規模な会社やお店、農家の経営悪化。廃業・倒産の危機
- □ 適格請求書発行事業者公表サイトからの本名などの個人情報が漏えいするおそれ
- □ 実質的な消費税増税のため、日本全体の景気がさらに悪化するおそれ

税法上、年間売上1000万円以下の個人事業主や小規模法人は事務負担等に配慮して消費税の納税義務が免除されています。この免税点制度は低所得者ほど納税負担が大きくなる消費税の事実上のセーフティーネットで、これを実質的になくすのがインボイス制度です。免税点制度は「益税」につながるという指摘があります。しかし、東京地裁の判決（平成2年3月26日）でも消費税は「預かり金」ではなく「対価の一部」とされ、財務省も国税庁も「益税」を公式に認めていません。また、免税事業者にとって現在の価格設定は免税点制度を踏まえたものです。現在すでに取引先からインボイスに絡んだ値引き交渉などが行われており制度が実施されれば、消費税の価格への転嫁はさらに難しくなるものと思われます。

影響を受ける職業の一例……

- 年商1,000万円以下の免税事業者で、BtoBの取引のある人
- 免税事業者と取引のある、課税事業者

建築業＝一人親方をはじめとした建築従事者、免税事業者に発注が多い建設会社など
配達業＝軽貨物ドライバー、フードデリバリー配達員、配送業者（赤帽など）、乳飲料販売員など
旅客運送業＝個人タクシー
農業＝農協、市場以外と取引がある農家、飲食店や道の駅などに販売している農家
小売業＝洋服店、クリーニング屋、パン屋、弁当屋など
飲食業＝レストランや居酒屋、スナック、バーなど
個人教師＝インストラクター、ヤマハなどと契約しているピアノの先生、カルチャーセンターの講師など
映像業界＝俳優、声優、映画監督、脚本家、カメラマン、ディレクター、アニメーターなど
音楽業界＝ミュージシャン、コンサート・ライブスタッフ、音響技術、照明技術、ライブハウスなど
出版業界＝ライター、カメラマン、編集者、翻訳家、デザイナー、校正者、免税事業者に発注が多い出版社など
美容業界＝スタイリスト、ヘアメイク、ネイリストなど
スポーツ業界＝プロスポーツ選手、プロレスラー、トレーナーなど
シルバー人材関連＝シルバー人材センターで働く高齢者、免税事業者である会員を抱えるシルバー人材センター
ネットショップ業界＝フリマサイト、手作り通販サイトの出品者など
副収入＝大家（居住用除く）、太陽光発電を販売している家庭、自販機設置オーナーなど
その他＝伝統工芸などの職人、内職、クラウドワーカー、

全国の議会でインボイス中止の意見書採択

現在、全国150以上の地方議会でインボイス制度の中止、延期、見直しの陳情・請願が採択されています。
その中には与党議員が提出者となり採択されていたり、全会一致でこの制度に反対している議会がいくつもあります。

全会一致の地方議会＝宮城県白石市、宮城県角田市、宮城県東松山市、宮城県女川町、宮城県山元町、山形県鶴岡市、福島県白河市、長野県栄村、長野県佐久市、茨城県結城市、千葉県野田市、千葉県多古町、京都府亀岡市、和歌山県日高川町、和歌山県那智勝浦町、鳥取県琴浦町、香川県宇多津町、愛媛県八幡浜市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県東洋町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県日高村、高知県四万十町、福岡県宮若市、熊本県上天草市、鹿児島県奄美市ほか

多数の団体がインボイス制度に懸念の声

日本商工会議所／全国中小企業団体中央会／全国商工団体連合会／中小企業家同友会全国協議会／日本チェーンストア協会
全国青年税理士連盟／税経新人会全国協議会／農民運動全国連合会／アマゾン配達員組合（横須賀支部・長崎支部）
フリーランスユニオン／協同組合日本俳優連合／映画演劇労働組合連合会／日本脚本家連盟／日本映像職能連合
日本出版者協議会／日本漫画家協会／日本アニメーター・演出協会／日本SF作家クラブ／日本児童文学者協会
日本シナリオ作家協会／日本美術著作権連合／日本図案家協会／日本美術家連盟／アニメ業界の未来を考える会
日本音楽家ユニオン

「激変緩和措置」にも「NO！」の声

2022年末には政府与党から発表されたインボイス制度の「激変緩和措置」に対して、「インボイス制度を考えるフリーランスの会」では反対声明を発表。SNS上で広く賛同を募った結果、『はじめの一歩』の漫画家・森川ジョージさんや『新世紀エヴァンゲリオン』の碇シンジ役で知られる声優の緒方恵美さんといった著名なクリエイターの方々をはじめ、一人親方の方、会社の経理の方など、約6000人の個人、加えて民放労連、東映動画労働組合、日本ジャーナリスト会議、東京土建、MIC フリーランス連絡会、電算機関連労働組合協議会など20近い組合・団体から賛同をいただきました。

作成：インボイス制度を考えるフリーランスの会